

一般維持会員規程

公益財団法人日本スポーツ仲裁機構・理事会

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の一般維持会員について必要な事項を定めることを目的とする。

(入会)

第2条 スポーツ法の透明性を高め、国民のスポーツに対する理解と信頼を醸成し、個々の競技者と競技団体等との間の紛争の仲裁又は調停による解決を通じて、スポーツの健全な振興を図るという当法人の目的に賛同する者は、理事会の決定により、当法人の一般維持会員となることができる。

- 2 当法人の一般維持会員となろうとする者は、別に定める入会申込書を当法人に提出するものとする。
- 3 理事会は、前項に従って提出された入会申込書に記載された事項の審査に加え、必要と判断する調査を行うことができる。

(会費)

第3条 競技団体である一般維持会員の会費は、原則として年間 100 万円とする。ただし、理事会は、入会を認めるにあたり、競技団体の財務状況、統括している競技者の数、当法人に付託する紛争の範囲等を勘案して、この会費を増減することができる。

- 2 競技団体ではない一般維持会員の会費は、原則として、個人の場合は年間 1 万円、団体（法人格の有無を問わない。以下同じ。）の場合には年間 10 万円とする。ただし、理事会は、諸般の事情を勘案して、この会費を増減することができる。
- 3 理事会は、事情の変化に応じて、前2項の会費を変更することができる。

(会費の支払時期及び方法)

第4条 前条に定める会費は、当法人からの請求に応じて、各年度のはじめに支払うものとする。

- 2 支払いの方法は当法人の指定する銀行の口座への振込の方法によることを原則とする。
- 3 入会の時期が年度の間時点よりも後である場合には、理事会はその年度の会費を減額することができる。

(会費の用途)

第5条 第3条の会費は、毎事業年度における会計額の50%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

(退会)

第6条 一般維持会員について次の事由があると理事会が認める場合には、一般

維持会員の資格を失わせることができる。

(1) 当法人の目的に反する行為があった場合

(2) 会費を2年以上滞納している場合

2 一般維持会員について次の事由がある場合には、退会したものとみなす。

(1) 書面その他記録に残る方法により退会の意思が当法人に伝えられた場合

(2) 団体である一般維持会員が解散その他により存在しなくなった場合

(3) 個人である一般維持会員が死亡した場合

3 退会した一般維持会員は、退会の効力が発生した年度の会費の納入義務を免れるものではない。

附則 この規程は、2010年4月1日から施行する。

附則2 改正後の規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第4条に基づく公益認定を受けた日から施行する。